

II 緒 言

1. 標準商品分類改訂要旨

1950年3月決定をみた日本標準商品分類はアメリカの標準商品分類 (Standard Commodity Classification, Executive Office of the President, Bureau of the Budget, December 1946) を模しこれにわが国の特色を加味した4桁分類である。

1951年4月に改正された輸出入統計品目表 (大蔵省税関部) は国際連合勧奨の国際標準貿易分類 (Standard International Trade Classification, June 1951; Statistical Papers Series M No. 10, Statistical Office of the United Nations) をそのまま採用し、これを更に一段階細分したものである。日本標準商品分類と輸出入統計品目表は、使用目的、その他の差異もさることながら両者の比較は全く困難である。

また、日本標準商品分類は4桁に留まっているが、実際利用する上においては、更に下位分類項目が必要であり、また、従前の分類にはわが国情に副わぬ点も発見され、更に武器、航空機関係商品の新設、改正の必要も生ずるに至つた。

商品分類改訂案は、各小委員会が次の作業要領によつて作成したものである。

- (1) 新分類の体系は旧日本標準商品分類の分類体系による。
- (2) 旧日本標準商品分類の中分類を原則的に尊重し変更の対象は主として、小分類(3桁)以下に置く。但し、止むを得ないときはこの限りではない。
- (3) 新分類は原則として6桁まで細分する。但し4桁でつきるときは、それ以下の細分の必要は勿論ない。この場合、零を一つ附せば5桁、二つ附せば6桁として使用できるようにする。
- (4) 新分類の4桁およびそれ以下と国際標準貿易分類の最下位(5桁)との比較性を、できるだけ考慮すること。なお、輸出入統計品目表の最下位分類項目(7桁)の品目との比較を考慮すること。但し、国際標準貿易分類の5桁は変更することができない。
- (5) 用語は、公示文書、日本工業規格(JIS)および日本農林規格(JAS)等によることとし、外来語をそのまま使用するとき片仮名を用いる。
- (6) 原稿は日英両文とする
- (7) 十進法を使用すること。但し止むを得ないときは百進法を用いてもよい。
- (8) 議事録の作成は専門部会および幹事会については統計基準部がこれに当り、各小委員会議事録は、各主査が責任を以つて作成し委員会および関係個所に配布可能な部数を準備すること。
- (9) 各小委員会開催の時は、統計基準部は当該小委員会以外の各関係者に連絡すると共に各小委員会に出席する。

以上の要領に基き、各小委員会は、昭和23年8月より昭和29年12月に亘つて分類案の検討を行い、昭和29年12月第8回統計審議会商品分類部会において、原案に関する最終報告を行つた。なお同部会において編集方針大綱の審議を得、確定を見たのがこの分類である。

2. 商品の範囲

本分類で取扱う商品は、価値ある有体的商品の全部である。従つて、土地、家屋、立木、地下にある資源等は含まないが、組立家屋、骨とう品、くず物等は含まれる。

3. 分類原則

本分類は商品の全分野を網羅し、これを原則として6桁段階まで細分してある。しかし本分類の

商品項目は最下位のものであつても、尙個々の商品でなく、商品集団を示すものである。従つて本分類は全商品を重複、脱漏なく、何れかの分類項目に編入し得ることになる。

本分類の最大目的は、商品を類似するもの毎に集括し、商品分類を要する統計の作成表示の要具とすることである。このために索引に便利であるように配列することも重要である。これがため類似商品を集括する分類原理としては、

- (1) 商品の成因
- (2) 商品の材料
- (3) 商品の用途
- (4) 商品の機能

等が考えられる。これらのうち、一つの原理のみによつては望ましい分類は得られないから、必要に応じてこれらを混用した。

例えば食料品については、大体成因で分類し、基礎資材については、材料が主要な分類原理となる。また完成品については用途や機能が重要な分類原理となる。しかし統計に関する分類は、使い易く、かつこれを用いることによつて意味のある統計を得られなければならない。従つて必要に応じて上記の分類原理を混用したが、出来る限り機能主義を中心とし、用途別にも編成し得るように努めた。

4. 分類の構成

本分類はまず、個々の大分類に区分した。それを更に、個々の中分類に区分し、これを示すに項目名の前に2桁の数字符号を附した。従つて、この番号を読めば、大体何れの大分類に属するかが分ると同時に、中分類の位置も分るようにした。このようにして、更に各中分類は、必要とされる商品の詳細に応じて3桁、4桁、あるいはそれ以上の桁に細分した。

(1) 9数字符号の意味

ここに注意すべきは、各分類を示す末尾の数字における数字9の意味である。ある項目に属する商品のうち、3種の商品をとり出して各項目を設け、爾余の商品を一括して示す場合には、その項目を示す数字をして、1,2,3,4,とせず1,2,3,9とする。かくして末尾に9の数字を伴う数字符号に対応する分類項目は、「その他」あるいは「他に分類されない」と言う言葉を冠する商品集団を示すことにする。これは、将来この分類系列に加除がある場合、他に影響なく改訂し得る便がある。

勿論ある項目に属する商品を全部意味ある商品項目によつて分類し切る場合もある。このときには分類項目が9個あり、末尾に9のある数字符号が与えられても、これに対応する商品項目は「その他」を冠する商品集団ではない。即ち9の数字符号には2様の意味が与えられているわけである。

(2) 部分品の取扱い

本分類において、部分品が特掲されない場合は、当該部分品が用いられるべき完成品のうちに含める。従つて本分類を用いる場合に、若し、部分品を完成品と区分する必要があるときは、次のような補助符号を用いばよい。

- 1 完 成 品
- 2 部 分 品

部分品が本分類において特掲されている場合、これを示す数字符号は原則として末尾に8の数字を用いてある。

(3) 新、古商品の区分

商品分類を利用する機関によつては、商品を新古に区分することが重要な場合もある。本分類は新古商品を一括してあるが、

- 1 新 品
- 2 古 品

のような補助分類を用いることによつて目的を達することが出来る。

5. 大 分 類 概 要

本分類は次の六個の大分類に分ける。

大分類1 粗製材料；本分類には動物、植物、鉱物等の素材が含まれる。

大分類2 加工基礎資材；本分類は粗製材料が若干加工された半成品で、更に製造又は建設のために使用される商品を含める。

大分類3 最終製造品；本分類にはそのまま使用に堪えるように完成された商品を包含する。

大分類4 廃棄物およびくず物；本分類にはくず物業者によつて、くず物の価格で一般に取引されるもののみを含む。

大分類5 骨とう品；本分類には書画、骨とう、蒐集家の蒐集するものなど、いわゆる骨とう的価格を有する商品を含める。

大分類6 分類不能；本分類には調査不備のため商品の判定がつかないものを包含する。なお、特殊目的のために、本分類でいう商品以外のものを、追加する場合に用いられる。

以上のように、例えば原綿は大分類1に属し、綿布は大分類2に属し、綿製衣類は大分類3に、綿紡屑、綿製屑は大分類4に属する。更に綿製品で特殊技術による古くて骨董的価値を有するものは、大分類5に属するが如きである。

6. 再 掲 ・ 商 品

前述したように標準商品分類は、分類原理として商品の持つ機能を重視しながら用途主義をも加味し利用上便利なように考慮を払つた。用途主義によつて、例えば、船舶用、航空機用、医薬用、医療用というように関連商品を集括する場合、用途主義に徹底すると商品分類体系の編成が困難であるばかりでなく、具体的な一つの商品の帰属項目の判定に混乱を生ずる懼れもある。

しかしながら、この商品分類を利用する機関によつては、用途主義に基く商品分類が必要な場合もあることが考えられる。このような利用目的のために、主として医療機械、船舶、航空機、等については用途主義による場合の商品分類も示すことにしたが、このために本書に同一商品を再掲する方法を採用した。即ち用途主義に基いて再掲された商品は、項目名の前に……を附し、また後には当該商品の標準分類番号を附した。なお、この場合標準分類番号に附した※印は標準分類における当該商品の一部に当ることを示すものである。

例えば 849 船舶用ぎ装品
8491 航海計器
…… 電波計器 (※776)
…… レーダー (77642)
…… ロラン (77612)

について、電波計器(※776)の意味は、ここに掲げられた電波計器は標準分類項目「776無線応用装置」の一部に当ることを示すものであり、……レーダー (77642) は、標準分類体系における「77642レーダー」を、ぎ装品という用途主義に基いて、ここに標準分類体系から再掲したことを示すものである。